

玉東町結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援することにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を助成するものとし、その助成について、玉東町補助金等交付規則（昭和57年玉東町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 新婚世帯 令和7年1月1日から令和8年3月31日の期間に婚姻届を提出し受理された夫婦。

(2) 住居費 令和7年4月1日から令和8年3月31日の期間に結婚を機に新たに物件を購入、賃借する際に要した費用で、物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料を対象とする。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については助成対象外とする。

(3) 引越費用 引越し業者又は運送業者への支払いその他の引越しに係る実費をいう。

(4) 婚姻に伴う住宅のリフォーム費用

ア 都道府県又は市町村への申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該リフォームを行う住宅の住所となっていること。

イ 工事請負契約書又は請書により契約内容が確認できること。

ウ 令和7年4月1日から都道府県又は市町村の事業終了日までの間に支払った費用であること及び支払った金額が領収書等により確認できること。

エ 婚姻日より前に実施したリフォームにあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施した当該住宅のリフォームであること。

オ 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とする。

(助成対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 下記により算出した世帯の所得が500万円未満であるもの。

所得証明書をもとに、令和6年1月1日から12月31日までの間の夫婦の所得を合算した金額（以下、「世帯の所得額」という。）が500万円未満であること。なお、貸

与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合、所得証明書をもとに算出した世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額とする。

- （２）玉東町に住所を有し、かつ、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づき玉東町の住民基本台帳に記録されており、対象となる住居も玉東町内にあること。
- （３）他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- （４）過去にこの補助金に基づく助成を受けたことがないこと。
- （５）税金の滞納がないこと。
- （６）熊本県または自治体が実施する家事育児参画促進講座等に参加すること。
- （７）前年度に補助金の交付を受けた世帯であって、第 4 条第 1 項に定められた補助上限額（以下「上限額」という。）に交付を受けた補助金が達しなかった世帯。

（補助金の額等）

第 4 条 補助金の額は、住居費と引越費用を合わせた額を対象とし、1 世帯当たり夫婦共に 29 歳以下の世帯に対し 60 万円、また夫婦共に 39 歳以下の世帯に対し 30 万円を上限とする。

2 第 3 条（７）に定める世帯の補助金の額は、住居費及び引越費用の合計額とし、上限額から前年度に当該夫婦に交付した補助金額を差し引いて得た額を限度とする。

3 前項に規定する助成金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

4 補助の対象となる期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

5 前項の規定にかかわらず、前条に規定する助成対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までとする。

（補助金の交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、玉東町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （１）戸籍謄本
- （２）世帯全員の住民票
- （３）世帯全員の所得が分かる書類（所得証明書等）
- （４）貸与型奨学金の返還額が分かる書類（該当の場合）
- （５）住宅の購入に要した費用が分かる書類（住居費における購入の場合）
- （６）住宅の賃貸借に要した費用がわかる書類（住居費における賃貸借の場合）
- （７）住宅手当支給証明書（様式第 2 号）（住居費における賃貸借の場合）
- （８）引越しに要した費用が分かる書類（引越費用）
- （９）税金の滞納がないことを証する書類
- （10）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成することが適当であると認めるときは、玉東町結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第6条 前条第3項により助成の決定の通知を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに玉東町結婚新生活支援補助金変更交付申請書（様式第4号）に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成することが適当であると認めるときは、玉東町結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により助成対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 助成対象者は、前条第2項の通知書を受けた場合は、速やかに玉東町結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の助成対象者からの請求書の提出があったときは、内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 町長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2）補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

（3）この要綱に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第9条 助成対象者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（報告等）

第10条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、助成対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 助成対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（玉東町告示第45号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（玉東町告示第3号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（玉東町告示第61号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（玉東町告示第49号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（玉東町告示第41号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（玉東町告示第40号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（玉東町告示第69号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（玉東町告示第44号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（施行期間）

附 則（玉東町告示第66号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

この告示による改正後の玉東町結婚新生活支援補助金交付要綱の規定については、告示の施行の日以降に申請があった補助金の交付について適用し、施行日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。